

## 教育委員会 平成 27 年度 5 月定例会の概要

○日時 平成 27 年 5 月 12 日 (火)  
9 時 30 分開会 10 時 27 分閉会

○場所 鎌倉市役所 講堂

○出席委員 下平委員長、齋藤委員、朝比奈委員、山田委員、安良岡教育長

○傍聴者 9 人

### ○本日審議を行った案件

#### 日程 1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 平成 27 年度市立小・中学校学級編制について

イ 平成 26 年度教育センター相談室利用状況について

ウ 行事予定 (平成 27 年 5 月 12 日～平成 27 年 6 月 30 日)

日程 2 議案第 6 号 鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

日程 3 議案第 7 号 不当労働行為救済申立事件について

日程 4 議案第 8 号 鎌倉市就学支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

日程 5 議案第 9 号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

日程 6 議案第 10 号 教育財産の取得の申し出について (国指定史跡永福寺)

日程 7 議案第 11 号 鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 5 月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を朝比奈委員にお願いする。

議案第 11 号で、「鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」があるが、この件について事務局から、市長部局のスポーツ課職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し、出席させている。

#### 日程 1 報告事項

- (1) 委員長報告

### 下平委員長

4月15日に、神奈川県市町村教育委員会連合会の役員会と総会を、浄智寺において行った。県下の市町村の現状などの意見交換ができ、充実した時間となった。総会終了後には、円覚寺にご案内し、舍利殿や修行僧たちの修行の様子を伺ったりした。皆様に鎌倉らしさを感じてお帰りいただくことができた。

昨日の夜には、教育委員会の部課長会、小中学校の教頭会・校長会の歓送迎会があり、新たな教育委員会の面々との懇親を深めた。

## (2) 教育長報告

### 安良岡教育長

学校関係のことで、いくつか報告する。

5月に入り、各学校とも1月過ぎ、落ち着いて授業も進んでいるようである。内科検診等が始まり、子どもたちの健康状態を確認している。併せて、学級懇談会、授業参観等もこれから予定されているところが多く、子どもたちの様子を保護者の方に観ていただく。小学校では、来週19日から日光へ修学旅行へ行ってくる。1泊2日である。中学校は、先週の9日10日の土日を使って、5校の中学校で体育祭が行われた。素晴らしい天気の下、無事に終了した。中学校では、この後キャンプに行くところ、それから手広中学校、玉縄中学校が、今月末から修学旅行が始まる。今後、中学校3年生の修学旅行が順番に始まって行く。

今、台風6号が来ていて、明日の朝の様子心配であったが、随分弱くなり温帯低気圧に変わるとのこと、それから朝方には通過しそうとのことで、登校については安心していただいているところである。何か必要があれば、この後校長会と連携して、明日の朝の対応を図っていきたいと考えている。

図書館が特別整理で休館日があるので、行事予定の際にお願いします。また、吉屋信子記念会については、一般公開が用意されているとのことなので、課長からの説明をお願いします。

## (3) 部長報告

### 教育部長

新聞等で報道された案件があったので、2点ほど報告させていただく。

1点目が、北鎌倉隧道の通行禁止についてである。JR北鎌倉駅の脇にあるトンネル、北鎌倉隧道が「点検調査により、崩落などの危険があり、緊急に対策を講じる必要がある状態で、4月28日から通行を禁止する」ということで、市の道路課から連絡があった。

このトンネルは、小坂小学校の他、大船高校、北鎌倉幼稚園のお子さんたちも利用している場所で、市は、円覚寺のご協力により境内地を通行する経路を通学の迂回路とし、一般通行者は県道へ迂回していただく対応をした。

当初は、通行止めの周知と安全確保のため、職員8名と保護者6名のご協力をいただき、登下校の時間帯に通学路に立ち見守りと安全確保を行ったが、5月11日からは専門の交通警

備員を5カ所に配置し、巡回を行いながら安全確保に努めている。

通行禁止は、安全が確保されるまでとのことで、当分の間継続する予定である。

もう1点は、御成小学校敷地内での枯れ木の焼損についてである。

5月8日午後1時30分頃、御成小学校で、学校警備員が巡回中に、敷地内の市役所分庁舎との境のフェンス付近の枯れ木が焼損していたのを発見した。長さ3mほどの枯れ木の表面に焼け焦げがあり、燃えた後の灰が残っており、周囲に延焼した形跡はなかった。

消防では火災と判断し、警察に連絡して検証をしたが、事故発生の日にちや原因の特定には至らなかった。同日に、鶴岡八幡宮境内で切り株が焼損するという件があったので、文化財部から報告する。

## 文化財部長

同日、平成27年5月8日、国指定史跡鶴岡八幡宮境内で発生したぼやについて報告する。

発見及び発生した時間帯についてだが、午後2時20分頃となっている。場所は、国指定史跡鶴岡八幡宮境内中央付近を東西に直線で走っている、いわゆる流鏝馬馬場の西の端の辺り、ちょうど流鏝馬がゴールする地点付近である。ここに直径20cmほどの枯れた木の切り株があり、これが燃えた。ただし、鶴岡八幡宮の職員がすぐに駆けつけて消火活動を行い、鎮火した。

出火の原因については、消防等も調査しているとのことだが、現段階では特定には至っていない。ただし、現場にタバコの吸殻等が残されていたということではないので、報道等もあったが、不審火という扱いになってくるのかと考えている。

被害状況だが、切り株が燃えて焦げたとのことだが、幸いなことに人的被害も、文化財としての史跡あるいは建造物の被害もなかった。本件については、発生後直ちに神奈川県教育委員会を通じて文化庁に報告し、法令に則った既存届けの提出の指示を受けているので、早急にその手続きを取っていきたい。

(質問・意見)

## 下平委員長

今後についても心配なところである。

御成小学校の方は、発見が8日とのことで、発生が8日であったのかは定かでないのか。この両方のことに関する関連性はあるのか。

## 教育部長

その辺りは、まだ特定ができないと聞いている。

## (3) 課長等報告

報告事項ア 平成27年度市立小・中学校学級編制について

## 下平委員長

報告事項のア「平成27年度市立小・中学校学級編制について」報告をお願いします。

## 学務課担当課長

平成27年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数について報告する。

議案集2ページ「小・中学校児童・生徒数及び学級数【標準学級】」の表をご覧ください、この表は、小学校1年生が1学級35人、小学校2年生から中学校3年生までが1学級40人を基準とした学級編制である標準学級数を記載しており、この学級数を神奈川県教育委員会に報告する。

その概要だが、小学校については、普通学級が7,976人、247学級、特別支援学級が85人、23学級、合計すると8,061人、270学級となっている。これは、前年の同日、5月1日と比較すると、普通学級で7人の増、学級の増減はなし、特別支援学級は児童の増減なし、1学級の減、合計すると児童数は7人の増、1学級の減となっている。

また、中学校については、普通学級3,399人、99学級、特別支援学級が66人、18学級、合計すると3,465人、117学級となっている。これも前年と比較すると、普通学級で5人の増、1学級の増、特別支援学級で13人の増、3学級の増、合計すると生徒数18人の増、4学級の増となっている。

次に、実際の学級編制の状況について報告する。議案集3ページの「小・中学校児童・生徒数及び学級数【実学級：少人数学級を含む】」をご覧くださいと、この表では、普通学級の小学校2年生において35人以下の少人数学級編制とした6つの学級、また、2年生以外の網掛け部分だが、3年生から6年生の10学級及び中学校2年生の1学級において、少人数研究指定として標準学級数より1学級多い学級数となっている。この表に記す実学級では、先に説明した標準学級に対し、小学校で16学級の増で計263学級、中学校で1学級増の計100学級となっている。

なお、実学級における昨年度との比較では、小学校で2学級の増、中学校で1学級の増となっている。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項アは了承された)

## 報告事項イ 平成26年度教育センター相談室利用状況について

## 下平委員長

報告事項のイ「平成26年度教育センター相談室利用状況について」報告をお願いします。

## 教育センター所長

議案集5ページ、資料「平成26年度教育センター相談室利用状況」の表1は、左側の表が

平成26年度の相談人数、右側の表が相談件数をまとめたものである。それらの数を円グラフにしたものがグラフ1・2で、グラフ1は「内容別」、グラフ2は「学齢等別」に表したグラフになっている。

表1の合計欄に記載のように、平成26年度の相談人数は322人、相談件数は2,533件であった。相談内容については、「不登校等」が相談人数104人、相談件数1,404件で、ともに一番多くなっている。学齢等別の内訳を見ると、相談人数については小学生が139人、中学生が136人とほぼ同数だが、相談件数を見ると小学生1,058件、中学生1,214件と中学生の件数が多くなっている。これは、中学生の相談は、小学生の相談に比べると不登校等の相談が多く、それらが継続的に行われているケースが多い状況が考えられる。

6ページの表2については、左側が内容別相談人数と右側が相談件数の年度別状況をまとめたもので、グラフ3はそれを棒グラフで表したもので、折れ線は合計数の変化を表している。

表2、左側の内容別相談人数の経年変化を見ると、平成23年度から3年間は290件前後で推移していたが、平成26年度は322人と1割以上増加している。相談件数の合計については、平成26年度は前年度より5%ほど減少した。相談内容については、「不登校等」が相談人数及び相談件数ともに、どの年においても最も多くなっている。

本年度の特徴的なものとして、いじめについては、各学校の取り組みの成果もあり、相談人数で、39人から17人に、相談件数で151件から53件と大幅に減少した。

表3は、学齢別の相談人数と相談件数の年度別の変化をまとめたもので、グラフ4はそれを折れ線グラフで表したものである。学齢別相談人数では、平成26年度はいくつかのケースについて中学校からの相談依頼があり、相談室と中学校との連携の結果、中学生の相談人数が前年度に比べて4割以上増加した。

相談の背景や支援の内容が、複雑化、多様化するケースが増加する中、本年度は、相談員の1名増員と精神科医のスーパーバイザーの謝礼を増加することができた。平成27年度も相談機能の充実ときめ細かな相談支援ができるよう取り組んでいく。

(質問・意見)

## 安良岡教育長

不登校の相談を受けている中で、教育委員会として今後学校への支援などの取組みを進めていった方が良いというものがあればお聞きしたい。それから、いじめの相談は減っているが、緊急に対応しなければならないような大きな相談内容はなかったのか。

## 教育センター所長

不登校については、要因が様々なケースがあるので、一番複雑多様化のケースの場合には、スクールソーシャルワーカーが入り、家庭環境などの環境調整についてもサポートするケースもある。そういったケースは学校だけでの対応が難しいので、こども相談課や児童相談所、保健福祉事務所、市民健康課などの行政資源も活用して支援することが増えている。

相談室のチラシについても、以前は「お父さん、お母さん、何か相談ありましたら」と書

いてあったのを、「保護者」に変えた。これは、お祖父ちゃん、お祖母ちゃんが孫を養育しているという中で不登校といった問題も出ているからで、そういったところで、学校と相談室と関連機関と連携するケースも増えている。

いじめに関しては、昨年度4月にいじめ対策についての学校ごとの基本方針を策定したという経過がある中で、学校の中で子どもたちのいじめに対するセンサーというか、職員がみんなで見ているという体制づくりの確認をする中で、いじめが減ったというよりも、いじめについての認知等が、学校の中で一つあるのかと感じている。ただ、被害・加害も1対1ではなく集団になり警察が入るような、学校だけでは対応できないケースで相談室が入ったこともある。

#### **山田委員**

昨年との比較でも良いが、相談を受けて対処する中で、問題が解決、状況が好転したという数は分かるか。

#### **教育センター所長**

3月末まではまだ数字が出ていないため1月末時点の数字となるが、昨年度と比較するとほぼ同じで、好転終了、継続支援が約4割、匿名が約2割、その他の約4割が関連機関、学校との連携、単発終了となっている。

#### **下平委員長**

子どもの問題というのは、大人の問題であり社会の問題であると思う。できるだけ早いうちに問題を解決しておかないと、その後益々解決が難しくなると思うので、真剣に取り組むべき問題である。

子どもが不登校の場合、家庭の中に不安があると、外に心が向かわなくなることが往々にしてあるようである。家庭の中、社会の中での健康、環境整備が重要であると感じる。

(報告事項イは了承された)

#### **報告事項ウ 行事予定(平成27年5月12日～平成27年6月30日)**

#### **下平委員長**

報告事項のウ「行事予定」について、特に伝えたい行事はあるか。

#### **教育部次長兼教育総務課担当課長**

議案集7ページ、上から4段目、放課後子ども教室が稲村ヶ崎小学校と今泉小学校で記載のとおり開講する。特に、今泉小学校は試行期間を踏まえ今年から本格開講ということで、地域の方のご協力を得て、様々なカリキュラムを予定している。また、その下の吉屋信子記念館の一般公開、11ページの図書館の特別整理休館ということで、深沢・大船は5月13日か

ら19日、腰越・玉縄については5月20日から26日、中央図書館については5月25日から6月3日、休館する。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

## 日程2 議案第6号 鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

### 下平委員長

日程の2 議案第6号「鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」議案の説明についてお願いします。

### 教育部次長兼教育総務課担当課長

社会教育委員は、社会教育法及び鎌倉市社会教育委員条例に基づき、10名で設置している。委員については、「学校教育の関係者」「社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「学識経験のある者」の中から選出している。

このたび、「社会教育の関係者」において、推薦母体である鎌倉市PTA連絡協議会会長から、選出委員の変更について申し出があったため、現委員の牧野由美子さんを解嘱し、改めて初見昌美さんを委嘱しようとするものである。

なお、任期は、平成27年5月26日から平成28年10月31日まで、前委員の残任期間となる。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第6号は原案どおり可決された)

## 日程3 議案第7号 不当労働行為救済申立事件について

### 下平委員長

日程の3 議案第7号「不当労働行為救済申立事件について」議案の説明についてお願いします。

### 教育部次長兼教育総務課担当課長

平成27年4月30日付で、申立人である鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が、被申立人を鎌倉市代表者 市長 松尾 崇、鎌倉市教育委員会代表者 教育委員長 下平 久美子、及び鎌倉市議会代表者 議長 中村 聡一郎とする「不当労働行為救済申立書」を神奈川県労働委員会に提出したため、審査の手続きを開始しようとするものである。

「不当労働行為救済申立書」によれば、申立人が請求している救済の内容は5点である。

1点目は、被申立人鎌倉市及び同鎌倉市教育委員会は「鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年9月29日条例第13号）」についての激変緩和措置を講じなければならない。

2点目は、上記事項について被申立人鎌倉市及び同鎌倉市教育委員会は申立人と誠実に団体交渉をしなければならない。

3点目は、被申立人鎌倉市議会は、申立人と被申立人鎌倉市及び同鎌倉市教育委員会との労使自治に介入してはならない。

4点目は、被申立人鎌倉市議会は、申立人と被申立人鎌倉市及び同鎌倉市教育委員会との団体交渉による合意内容を尊重しなければならない。

5点目は、被申立人らは、申立人に対し、労働委員会から救済命令の交付を受けた日から1週間以内に陳謝文を手交するとともに、縦1.5m以上、横2m以上の白紙に鮮明に墨書きした上で、市庁舎正面玄関及び市議会入口の見易い場所に1カ月間、毀損することなく掲示しなければならない、という内容である。

市長部局、市議会とも、今回の措置が不当労働行為に当たらない旨の主張を行うとのことであり、教育委員会としても同様に、不当労働行為に当たらない旨の主張をしていく。

（質問・意見）

#### 下平委員

以前も、この件について話し合いがあったと思うが、それとの違い、今後どういう経緯になりそうかについて説明をお願いします。

#### 教育部次長兼教育総務課担当課長

不当労働行為の申立てについては、2月に同じく職員労働組合から神奈川県労働委員会に申し立てがあったところである。2月については、給食調理員などの特勤手当の廃止についての不当労働行為の申立てであった。

今回の申立てについては、昨年9月に職員全般の大きな給与制度の見直しがあり、それに伴い給料も大きな減額となったが、その激変緩和措置ということで毎年1.5%ずつ数年に渡って段階的に下げていくという措置を講じて組合と市当局の方で労使の合意ができた上で改正条例を提出したが、市議会においてその激変緩和措置を廃止する修正案が提出されて議決され、10月の1日からそれに基づいて給与が支給されているという事案である。

それが、組合の主張によれば議会の一方的な判断により労使協議が無視されたとのことで、今回の申立てになっている。市長部局、教育委員会においては、当然これまで労使協議というものを誠意をもって行ってきたことから、結果的には激変緩和措置は廃止をされたが、それについて不当労働行為があったことはない主張していく。また、市議会においては、市議会と組合との労使関係はないとすることを主張していくと聞いている。

今後については、労働委員会で審査の手続きに入り、それぞれ主張を展開し、場合によっては証人尋問といった手続きを経て、最終的には公益委員による合議で結論が出される。概ね、1年半以内で結論が出されると聞いている。



(採決の結果、議案第7号は原案どおり可決された)

#### 日程4 議案第8号 鎌倉市就学支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

##### 下平委員長

日程の4 議案第8号「鎌倉市就学支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」議案の説明についてお願いします。

##### 教育指導課長

鎌倉市就学支援委員会は、鎌倉市就学支援委員会条例に基づき設置され、その委員の任期は2年とされている。現在の委員の任期は平成28年4月30日までとなっているが、平成27年3月31日付の退職及び平成27年4月1日付の人事異動等に伴い、委員の解嘱及び委嘱を行おうとするものである。

解嘱する委員2名のうち1名は平成27年3月31日付で市立小学校を退職した者、1名は県立特別支援学校から委員の変更の申出があった者である。このうち、退職による解嘱者は平成27年3月31日付で解嘱するものとする。

委嘱者は、鎌倉市立小学校長会から推薦のあった者1名と県立特別支援学校からの委員の変更申出による者1名の計2名とする。なお、委嘱者の任期は、鎌倉市就学支援委員会条例第3条第1項により、委嘱の日から前任者の残任期間とする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第8号は原案どおり可決された)

#### 日程5 議案第9号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

##### 下平委員長

日程の5 議案第9号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」議案の説明についてお願いします。

##### 中央図書館長

鎌倉市図書館協議会は、図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は5名、任期は2年となっている。委員は、鎌倉市図書館協議会設置条例第2条の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験を有する者については、関係団体からの推薦により3名を選出し、家庭教育の向上に資する活動を行う者については、市内で活動する読み聞かせ等のボランティアから1名、そして他の1名については市民公募により

選出している。

このたび、「学識経験を有する者」として選出される委員について、本年3月末日をもって退職された田中委員の後任に鍛冶哲郎氏とする推薦があったので、任命を行おうとするものである。

なお、委員の任期については、鎌倉市図書館協議会設置条例第3条により、当該議案の議決後から前任者の残任期間である平成28年12月14日までとなる。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第9号は原案どおり可決された)

## 日程6 議案第10号 教育財産の取得の申し出について(国指定史跡永福寺)

### 下平委員長

日程の6 議案第10号「教育財産の取得の申し出について(国指定史跡永福寺)」議案の説明についてお願いします。

### 文化財課担当課長

国指定史跡「永福寺跡」は、「室町時代に衰え廃絶したと思われるが、旧状をよくとどめており、当時の寺のようすを知ることができる源頼朝の建立した寺院として、また文化の伝播を見る上に重要な遺跡である」として、昭和41年6月に国指定史跡に指定されたものである。

史跡指定面積は約8万7,463㎡で、整備予定地を中心に、計画買収予定面積を約7万833㎡と定め、現在までに約6万938㎡、86.03%を買収してきた。また、買収計画地以外の地域については、史跡の遺構と景観等の保全を図るため、「所有者の買収要望に応ずる地域」としている。今回取得の申し出を行う土地は、この買収要望に応じる地域内に所在しており、史跡の遺構と景観等の保全を図るため、市長に「教育財産の取得の申し出」をしようとするものである。

該当する土地は、議案集21ページの「土地取得物件」に記載のとおり、鎌倉市二階堂字亀ヶ淵266番1、同266番8の2筆である。

取得に当たり、国庫補助金の補助率は10分の8、市費の負担は10分の2となる予定である。なお、県費は県の財政事情により交付がない。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第10号は原案どおり可決された)

## 日程7 議案第11号 鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 下平委員長

日程の7 議案第11号「鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」議案の説明についてお願いします。

### スポーツ課長

市民のスポーツの振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で市内25校の小中学校の体育施設、体育館及び校庭及び一部の学校プールを一般開放しているが、学校プールの開放校の変更、夜間照明設備のある学校の校庭の開放時間の変更及び一部様式を変更するため、鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を一部改正しようとするものである。

改正の内容として、第3条の学校プールの開放しない市内施設に深沢中学校を追加する。学校プールの監視員は、警備業法に定める18歳以上で30時間以上の研修を受けた者でなければならないため、警備業者は人員確保に苦慮しており、他市でも監視員不足により開放校を減らしている状況がある。このような状況で他の小学校のプールを確実に開放するために、深沢中学校は、開放期間中の利用者数が11校の開放プールの中で最も少ないこと、中学校区内に富士塚小・深沢小共用プールがあること、中学校単独使用のプールであるため水深も深いことから小学校低学年の利用に不向きであることを考慮し閉鎖することとし、開放校から除くものである。

第4条別表備考欄の夜間照明設備のある学校の校庭の開放時間について、深沢中学校の校庭にあっては、校庭の開放時間の実態に合わせ午後6時から午後6時30分とする。

第2号様式開放施設利用団体決定通知書は、行政処分にあたることから、指令番号と不服がある場合の教示文が未整備であったため、その追加による様式変更を本文の規則改正に併せて行う。

また、第4条開放の日時に関するプールの開放日等は、別途決裁とする。

改正規則の施行期日は、公布の日から施行する。

(質問・意見)

### 安良岡教育長

これで中学校にプールのあるところは夏休み中は開放しないということになるが、利用するのはやはり小学生、小さいお子さんが多く、水深のある中学校のプールでは利用されないという傾向がこれまでもあったのか。

### スポーツ課長

確かに、他のプールというのは、小学校・中学校共用プールである。後、小学校の単独プールもあるが、今まで11校開放していた中で、深沢中学校が中学校専用のプールであったと

のことで、他のプールの水深が一番深いところで1.1mないし1.2mだが、深沢中学校に関しては1.3mということで、やはり低学年には身長の関係で若干深いということもある。

それから、深沢地域内には富士塚小・深沢小共用プールがあり、そちらの利用がかなり多くされている。深沢中学校の水泳プールは昨年も1,174人ということで、他のプールが2,000人から3,000人の利用がある中で、一番少ないということがあり、今回深沢中学校については閉鎖をさせていただきたい。

また、警備業法等の変更や緩和がされることがあれば、また見直しを図っていきたいと考えている。

(採決の結果、議案第11号は原案どおり可決された)

#### **下平委員長**

以上で本日の日程は全て終了した。これで5月定例会を閉会とする。